

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・三・一号川越志木線、三・五・二十二号伊草戸守線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・一号川越志木線）

イ 追加する土地の区域

埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目

ロ 削除する土地の区域

埼玉県川越市大字木野目字新田、字六角及び大字今泉字西河原並びに比企郡川島町大字正直字山王町、字鍋谷町、字宮町、大字北園部字塚ノ腰、字亀ノ尻、大字戸守字山王、大字南園部字五反田、大字中山字内袋、字細田、字蛭田、かわじま一丁目、かわじま二丁目、大字上伊草字天神、字壁ヶ谷戸、字五反田、字宮前、字柳ノ下、字菅田、大字伊草字上宿並、字下宿後、大字下伊草字村前、字新田及び字瓦屋の各一部

（三・五・二十二号伊草戸守線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字伊草字上宿並の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月七日から令和七年十月二十一日まで